

姫路市教育委員会会議録（令和4年10月）

- 日 時 令和4年10月21日（金）午後2時から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時）
 - 日程第1 会議録署名委員の指名等
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事
 - 議案第30号 姫路市立高等学校学事通則の一部を改正する規則について
 - 日程第4 報告
 - 1 令和4年第3回市議会定例会での審議結果等について
 - 日程第5 次回委員会開催日時等
 - 日程第6 その他
- 出席者（委員）西田教育長、森下委員、山下委員、角谷委員、中野委員
（事務局）平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、
砂山生涯学習部長、中上総務課長、森学校指導課長
（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思っております。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、それでは、日程第3議事及び日程第4報告に入りたいと思っております。

教育長

- 議案第30号 姫路市立高等学校学事通則の一部を改正する規則について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 議案第30号について説明)
民法の一部改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことを踏まえまして、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続き等について所要の整備を行うものでございます。
まず、「1生徒が成年に達した場合には保護者等の関与を不要とするもの」でありますが、入学、転学、休学、復学、退学等の手続きについて、現行では、学校に提出する書面に保護者との連署を求めています。これを生徒が成年に達した場合は、保護者の連署を不要とするものであります。しかしながら、教育指導上の観点から、事前に高等学校、生徒及び父母等との間での話し合いの場を設けるなど、その父母等の理解を得ることが重要であります。
次に、「2「保証人」を「後見する者」へ変更」でありますが、第6条(見出しを含む。)及び第7条中の「保証人」を「後見する者」に改めるものでございます。これまで「保証人」という名称でございましたが、求める役割を明確化することや、「身元保証人」と混同されることを避けるため、名称を変更するものでございます。後見する者の役割とは、
・保護者とともに、当該生徒に対して諸規則の遵守と自覚ある行動を促す。

・保護者と連絡が取れないなど不測の事態が生じた場合に、当該生徒の保護・監督について学校長の相談を受ける。

・保護者等による授業料等の滞納が続く場合に、学校長の保護者等への納付連絡に協力する。

というものでございます。

「後見する者」は、民法上の「後見人」とは異なり、監護教育や財産管理等の責任や保護者に代わり授業料を納付するなどの債務を負うものではございません。

次に、「3 「後見する者」に関する各規定は、生徒が成年に達した場合には適用しない」でございます。まず、(1) 後見する者の指定である第6条についてでございますが、当該生徒が在学中に成年に達する場合は、達した段階で「後見する者」に関する各規定の適用をいたしません。また、入学時に成年に達している場合は、「後見する者」に関する各規定の適用はいたしません。次に、(2) 後見する者の変更である第7条第2項及び第3項でございますが、当該生徒が在学中に成年に達する場合は、達した段階で「後見する者」に関する各規定の適用をいたしません。

次に、施行期日でございますが、公布の日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

18歳に達したら、退学しようと思えば、自分の署名だけで退学出来るということですか。

(答)

はい、そのとおりです。

(問)

両親がいない生徒の場合、その方々は今の段階では後見人の方と保証人の方になるのですか。

(答)

両親がいない生徒がいるかどうか分かりませんが、その場合、親族等が保護者となり、あわせて保証人が必要になります。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第30号 姫路市立高等学校学事通則の一部を改正する規則について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第30号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、

報告事項の1 令和4年第3回市議会定例会での審議結果等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 報告事項の1について説明)

「1会期」は、令和4年9月2日から10月4日までの33日間で開催されました。

「2議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、すべて原案のとおり認定、可決されました。

議案第77号 令和3年度姫路市一般会計決算認定について

議案第88号 令和4年度姫路市一般会計補正予算(第4回)

議案第94号 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例について

議案第99号 令和4年度姫路市一般会計補正予算(第5回)

なお、議案第77号は8月26日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る承認をいただいたもの、議案第94号は8月26日開催の定例教育委員会において、議案第88号は9月22日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る臨時代理の承認をいただいたもの、議案第99号は9月22日開催の定例教育委員会において意見の申出に係る承認をいただいたもの、でございます。

次に、「3質疑・質問」でございますが、9月9日、12日及び13日に13人の議員から個人質疑・質問が行われ、うち、教育委員会に対しては11人の議員から、16項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。

9月9日には、公明党の白井義一議員、自由民主党の石堂大輔議員から個人質疑・質問がありました。

白井議員からは、「飽くなき挑戦!人・まち・暮らし、元気な姫路へ!」として、3点の質問がありました。このうち、「姫路市立あかつき中学校の開学に際して」の「生徒会組織や修学旅行、運動会をはじめとする行事」につきましては、10月から、あかつき中学校の入学申込の受付を開始するが、夜間中学に入学する生徒は、年齢が幅広く、学習状況などが多様であることから、入学希望者との面談等を通じて、入学する生徒の状況を勘案しながら、生徒会組織や学校行事の内容を具体的に検討したいと、答弁いたしました。

石堂議員からは、「ヤングケアラーへの支援について」及び「学校給食における物価高騰への対応について」質問がありました。このうち、「校給食における物価高騰への対応」につきましては、物価高騰の影響が大きく、例年のような献立の一部見直し等の対応では食材の調達が難しくなってきた。今後、物価変動への対応が一層困難になり、学校給食食材費予算の不足が見込まれることから、学校給食の安定性を確保するため、補正予算での対応を検討したいと、答弁いたしました。

9月12日には、新生ひめじの三和衛議員、日本共産党議員団の苦瓜一成議員、燎原会の伊藤大典議員、市民クラブの駒田かずみ議員、無所属の妻鹿幸二議員から個人質疑・質問がありました。

三和議員からは、「姫路東消防署の移転問題に関する様々な懸念について」質

問がありました。このうち、「姫路東消防署が移転した場合、跡地活用はできるのか」につきましては、現時点では具体的な計画はないが、移転後に地下遺構の調査を行った後、地下遺構に影響がない範囲で、歴史的景観と調和する土地利用は可能であると考えていると、答弁いたしました。

苦瓜議員からは、「姫路市内高等学校の統廃合計画は撤回を」及び「安倍元首相の国葬に対する姫路市の対応を問う」の質問がありました。このうち、「姫路市内の県立高校の統廃合の撤回を県に求めること」につきましては、望ましい学校規模を確保するための県立高等学校の発展的統合という県教育委員会の方針は、姫路市教育委員会としても理解している。現在行われている「発展的統合に向けた検討委員会」において、発展的統合校がこれまでの特色・伝統を継承し、新たな魅力・特色を持った活気ある高等学校となるように要望してまいりたいと、答弁いたしました。

伊藤議員からは、「ICTの活用と子どもたちの脳への悪影響をどう防ぐか」の質問がありました。このうち、「スマートフォン等の通信機器の使い方について、学校ではどのような指導を行っているのか」につきましては、「特別の教科 道徳」の教科書にある情報モラルを題材とした資料を用いたり、児童生徒の学習端末から情報モラルのデジタル教材を活用したりして、発達段階に応じて系統的に指導を行っている、と、答弁いたしました。

駒田議員からは、「各種DXの状況について」及び「猛暑対策について」質問がありました。「ひめじポイントの活用」として、マイナンバーカードを利用して図書館で本を借りた中学生以下の子どもたちに「図書館利用ポイント」を付与し、読書推進を図ること、につきましては、借りた冊数に応じた図書館利用ポイントの付与は、子どもの読書に対するモチベーションにつながる一方で、ポイントの換金性という点から課題があると考えている。現在実施している読書週間や図書館フェスティバルなど様々なイベントを通して、今後も読書活動の推進に注力していきたいと、答弁いたしました。

妻鹿議員からは、「交通弱者にとって安全・安心なまちづくりの促進」について質問がありました。「通学路の安全対策の強化について」のうち「事故に巻き込まれないための事前対策の強化」につきましては、国の方針に基づき、各小・義務教育学校長に対して、危険箇所の報告を指示し、新たに報告された危険箇所については、令和3年度中に合同点検を実施し、安全対策を進めている。令和4年度以降も、年度当初の報告時期に限らず、危険箇所について迅速に報告されるよう強化を図り、通学路交通安全プログラムに基づき点検、対策を講じてまいりたいと、答弁いたしました。

9月13日には、公明党の山崎陽介議員、日本共産党議員団の森由紀子議員、市民クラブの山口悟議員、療原会の牧野圭輔議員から個人質疑・質問がありました。

山崎議員からは、「高等学校の再編について」として、3点の質問がありました。「市立3校の今後について」につきましては、市立高等学校を1校にし、本市の未来の人材を育成する魅力ある学校を新設したいと考えている。新たな市立

高等学校の校地については、通学利便性や充実した教育内容を実現するための十分な校地面積、周辺施設等との連携などの立地条件を踏まえ、現在の中央卸売市場の跡地の活用を検討していると、答弁いたしました。

森議員からは、「住民自治と社会教育の拠点となる公民館活動を」の質問がありました。このうち、「教育委員会として公民館とどのような連携を図るのか」につきましては、市長部局への移管後も社会教育法に基づく社会教育施設であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性の確保、学校教育との連携等社会教育が適切に実施されることが重要であると考えている。法律上、教育委員会は公民館の設置、管理及び廃止に関する事務の執行について、必要に応じ市長に意見を述べるができることとされているため、社会教育委員会等を活用しながら市長部局と連携してまいりたいと、答弁いたしました。

山口議員からは、「姫路市立高等学校について」、「子どもたちの安全と健全育成について」及び「悩みを抱える児童生徒の相談体制について」質問がありました。「悩みを抱える児童生徒の相談体制について」につきましては、悩みを抱えた児童生徒が、必要な時に、2 in 1タブレットから県や国の相談窓口サイトへアクセスできるよう、リンクサイトのページを設けている。今後は、さらに使いやすいものになるよう、他都市の先進事例を踏まえて工夫するとともに、児童生徒への周知に努めてまいりたいと、答弁いたしました。

牧野議員からは、「姫路市立白浜小学校相撲場における提言に対する対応について」質問がありました。このうち、「安全面の確保」につきましては、兵庫県相撲連盟に対し安全対策についての指導・助言の依頼を行ったところ、施設を確認した上で提案を頂いた。内容としては土俵の規格については、土俵規程に基づく規定内のものであるが、子どもたちが使用する上で注意が必要な改善箇所についての提案があったもので、対応策として、四本柱にクッション材を設置すること、角俵、あげ俵を撤去すること、土俵に踏み段を設けること、土俵からの落下時の安全対策としてマットを敷設することなどを行い、安全の確保に努めてまいりたいと、答弁いたしました。

次に、「4 予算・決算委員会 全体会について」でございますが、9月15日の全体会では、令和3年度一般会計決算と令和4年度補正予算（第4回）の概要について、説明しました。

次に、「5 文教・子育て委員会について」でございますが、9月16日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。

主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、

ア 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例に関しては、梯野外活動センターは本市の基調な財産であるため、有用な活用策をしっかりと検討してもらいたい。との意見がございました。

イ 小規模特認校への通学手段に関しては、小規模特認校制度の実施を契機に様々な人が当該地域に関わることとなり、地域活性化にもつながると考えられることから、児童の安全な通学に向け、地域住人とも相談しながら、教育委員会だけではなく全市を挙げて柔軟に対応してもらいたい。との意見がございました。

ウ 市立高等学校の再編による新設に関しては、新しい市立高等学校建設のために、全庁が一丸となって、地権者との交渉を進めてもらいたい。との意見がございました。

エ 学校施設の目的外使用許可による白浜小学校相撲場の一般市民への開放に当たってに関しては、利用者が使いやすくなるよう環境を整えてもらいたい。との意見がございました。

次に、「6 予算・決算委員会 文教・子育て分科会について」でございますが、9月16日の文教・子育て委員会の後に開催され、全体会と同じ議案を詳細に説明しました。分科会の主な審議内容につきましては、分科会長口頭報告事項のとおり非行防止活動費に関して、補導活動業務の一つとして実施してきた、少年補導委員による月4回の街頭補導を令和4年度から2回に変更したことについて、同委員の中に教育委員会への不信感を抱く者もいると思われることから、補導の在り方についてしっかりと時間をかけた上で、丁寧に説明をしてもらいたい。との意見がございました。

次に、「7 予算・決算委員会 全体会について」でございますが、9月28日の全体会では、令和4年度補正予算（第5回）の概要について、説明しました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

市立高校や県立高校の統廃合の話が出ていますが、その時期は県と連携されていますか。

(答)

県は大きな意味で第4学区全体を見ていますし、姫路市は市立高等学校だけの話になりますが、姫路市が1校にすることで、極端にクラス数が減ることになると進学先のない生徒がたくさんでることは好ましくありませんので、その場合は県にクラス数を増やしてもらう等の調整をお願いし、全体のバランスをとる形になると思います。県は令和7年度に姫路市ですと、南高校と網干高校と家島高校を1つにする、福崎高校と夢前高校を1つにすると聞いておりますが、姫路市がその時期に合わせるのは無理だと思いますが、中学生の方々が受検する時に自分たちが受ける学校がどうなるか分かった上で受検していただく形は県と同様にとりたいと思います。

(問)

姫路の3校が1校になるのは決定で、それに県が追随するということですか。

(答)

姫路市としては、前回の議会の中で市立高校は1校にすること、市場の跡地での統合を前向きに検討していくことをお示ししております。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承りたいと思います。

- 教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会ですが、11月17日木曜日の午後2時に開催していただき
きたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、11月17日木曜日の午後
2時00分に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、11月17日木
曜日の午後2時00分に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) [特になし]
- 教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いた
します。

○ 散 会 (午後2時30分)